

# 社会福祉法人 西平和会

## 新型コロナウイルス感染防止対策要綱

この要綱は、社会福祉法人西平和会の新型コロナウイルス感染防止に向けた取組事項、及び感染した者等が発生した場合の取組事項について定めたものである。なお、この要綱に定めのない事項については、施設長と相談のうえ判断するものとする。

### 1. 感染防止に向けた取組

感染防止に向け、日頃から以下の取組を徹底する。

#### (1) 施設等における取組

(感染症対策の徹底)

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意する。
- 感染症・褥瘡委員会の開催等により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行う。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、連携して取組を進める。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しておく。
- 入国拒否の対象地域から帰国後に症状がある職員等がいる場合、施設長は、速やかに札幌市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求める。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供する。

(面会及び施設への立ち入り)

- 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限する。やむを得ず面会を希望する場合は、体温を計測してもらい、発熱等の症状(37.5℃以上、以下同様とする)が認められる場合には面会を断る。また、テレビ電話等の活用を行うことを検討する。
- 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関等施設の限られた場所で行う。施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等の症状が認められる場合には入園を断る。

- 面会者や業者等の施設内に入出入りした者の来園日、会社名、氏名及び連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう、別紙1「来園者名簿」により記録しておく。

## (2) 職員の取組

### (感染症対策の徹底)

- 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者は全て、マスク（原則として1日1枚を支給する）の着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つ。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には所属長に連絡のうえ出勤を行わない。その場合、所属長は別紙2「健康状態の報告について」により症状の聞き取りを行い、書面をもって施設長に報告し、確実な把握を行うよう努める。解熱後（原則として37.0℃以下、以下同様とする）24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤停止とする。なお、症状が改善した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意する。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進める。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底する。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用する。食堂や職員室でマスクを外して飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つ。
- 小学6年生までの子または特別支援学校等に通学する子を養育する職員が、休校または保育所等の休止等により欠勤せざるを得ない場合、最大5日間の特別休暇を与える。

## (3) ケア等の実施に当たっての取組

### (基本的な事項)

- サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人、家族または職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には、適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意する。
  - ・ 施設は、保健所とよく相談したうえで、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討のうえ、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続する。
  - ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
  - ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、施設内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う。
  - ・ モニタリングやサービス担当者会議等で利用者の自宅や施設等を訪問する場合は、事前に訪問可能か否かの確認を行う。利用者及び家族等の意向、また施設等の方針により訪問が不可能な場合は、代替方法を検討する。

(送迎時等の対応等)

- 通所及び短期入所の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人、家族または職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には、利用を断る。
- 発熱等の症状が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用停止とする。なお、症状が改善した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意する。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)の消毒を行う。
- 発熱等の症状により利用を断った利用者については、施設から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所または相談支援事業所等に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じて訪問介護等の提供を検討する。
- 施設においては、保健所等と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保及び調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるように努める。

(リハビリテーション等の実施の際の留意点)

- 利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーションまたは機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があることから、リハビリテーション等を共有スペースで実施する場合は、以下に留意する。
  - ・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
  - ・ 定期的に換気を行う。
  - ・ 利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
  - ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
  - ・ 清掃を徹底し、共有物(手すり等)については必要に応じて消毒を行う。
  - ・ 職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

感染者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底する。

※「感染が疑われる者」：風邪の症状や発熱等の症状が4日以上(高齢者、基礎疾患がある者妊婦である者については2日程度)続いている者または強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者、医師が総合的に判断した結果、感染を疑う者であつて、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

### (1) 情報共有・報告等の実施

- 利用者に感染者が発生した場合、速やかに施設長への報告を行い、施設内での情報共有を行うとともに、札幌市への報告を行う。また、当該利用者の家族等に報告を行う。
- 利用者に感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。速やかに施設長への報告を行い、施設内での情報共有を行うとともに、札幌市への報告を行う。また、当該利用者の家族等、主治医、及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

### (2) 消毒・清掃等の実施

- 感染者の居室及び当該利用者が利用した共有スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わない。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従う。

### (3) 積極的疫学調査への協力等

- 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる者の特定に協力する。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行う。
- 感染が疑われる者が発生した場合は、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。
  - ・ 感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
  - ・ 適切な感染の防護無しに感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・ 感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

### (4) 新型コロナウイルス感染症の感染者等への適切な対応の実施

- 感染者等については、以下の対応を行う。
  - ① 職員の場合の対応  
職員に感染者が発生した場合は出勤停止とし、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従う。  
職員に感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談する。
  - ② 利用者の場合の対応  
利用者に感染者が発生した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体の判断に従う。

利用者に感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談する。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施

○ 濃厚接触者については、14日間にわたり健康状態を観察することとなるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

##### ① 職員の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。職場復帰の時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

##### ② 利用者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、速やかに別室に移動する。
- ・ 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- ・ 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めたうえで、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ・ 濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1～2時間ごとに5～10分間行う。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込み等があり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・ 濃厚接触者のうち発熱等の症状がある者については、リハビリテーション等は実施しない。症状がない者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行ったうえで個室またはベッドサイドにおいて、実施も可能である。

- ・ 居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保したうえで、訪問等の必要性を再度検討する。また、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底する。

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては、以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行う。
- ・ 食事前に、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または濃厚接触者のものを分けたうえで、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

(ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける。
- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク、使い捨てエプロンを着用する。
- ・ おむつは感染性廃棄物として処理を行う。
- ・ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。使用後のポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗濯、乾燥を行う。

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。

(附 則)

この要綱は、令和 2年 4月 20日から施行する。

別紙 1

## 五天山園 来園者名簿

来園された際は、日付、会社名、氏名、ご連絡先をご記入ください。

日付	会社名	氏名	連絡先

## 別紙 2

### 健康状態の報告について

職員に発熱等の症状（37.5℃以上）がある場合、所属長は症状の聞き取りを行い、施設長に報告してください。

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所 属 \_\_\_\_\_

所属長 \_\_\_\_\_

#### 1. 職員情報

所 属	
氏 名	

#### 2. 症 状

発熱はありますか	ある・ない ( _____ . _____ °C)
いつからですか	_____ 月 _____ 日 _____ 時
倦怠感ありますか	ある・ない
いつからですか	_____ 月 _____ 日 _____ 時
息苦しさはありますか	ある・ない
いつからですか	_____ 月 _____ 日 _____ 時

#### 3. 病院受診

受診日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時
病 院 名	
診断名・処方薬等	

#### 4. 家族情報

続 柄	年 齢	症 状	いつから
			_____ 月 _____ 日 _____ 時
			_____ 月 _____ 日 _____ 時
			_____ 月 _____ 日 _____ 時
			_____ 月 _____ 日 _____ 時